

八王子
京王プラザホテル
1月27日(土)
要予約

大切な土地建物を引き継ぐための
将来に備えて”知っておきたい相続のポイント”
女性税理士から学ぶ

「二次相続対策」

主催 / 旭化成ホームズ 協力 / フジサンケイ企画



税理士
芹澤 多加さん



相続税を軽減する有効な土地建物活用とは

二次相続とは、一次相続後に残された配偶者も亡くなった時の相続のこと。女性の方が男性より7歳ほど平均寿命が長い日本では、夫に先立たれた未亡人が初めて税理士と相談するケースが増えているとか。

でも、女性の場合税金のことは夫に頼りきりで、相続税の申告はどうしたらいいのか、立ち往生してしまうことも。

1月27日(土)に京王プラザホテル八王子で行う「二次相続対策セミナー」に参加して、相続税の基礎的な知識から学びませんか。

一次相続の特例が二次相続では使えない

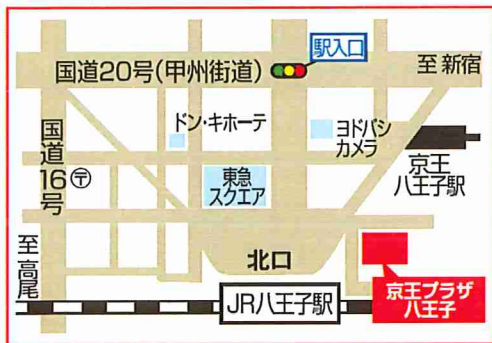
当日のセミナーでは、女性税理士の芹澤多加さんが「知っておきたい二次相続対策のポイント」と題し、レクチャー。例えば、夫から妻への遺産相続(一次相続)では特例により税金がかからなかったとしても、子供たちだけで母の遺産を相続する二次相続では、課税される場合があることなど、将来に備えて知っておきたいポイントを分かりやすく解説します。

ファイナンシャルプランナーによる「相続税対策としての土地建物有効活用」では、相続に関わる不動産の活用(売却、賃貸、二世帯住宅、賃貸併用住宅など)について実例を挙げながらメリット、留意点を解説します。

セミナー終了後には相談会も。講師の方や専門のスタッフが個別に対応します。

こんな方は参加を!

- 子供に負担をかけずに相続したい
- 二次相続のことを知りたい
- 首都圏に土地を所有している
- 相続したアパートの空室が心配



- 日時 1/27(土)13:00~
- 会場 京王プラザホテル八王子4階「コスモス」
- 交通 JR「八王子」駅徒歩1分 京王線「京王八王子」駅徒歩3分
- セミナー 13:00~15:00
- 「知っておきたい二次相続対策のポイント」税理士 芹澤 多加さん
- 「相続対策としての土地建物有効活用」ファイナンシャルプランナー 山崎 芳範さん
- 個別相談 15:00~ ■ 定員30名
- 参加申し込みは下記のセミナー事務局へ

申し込み・問い合わせ

(火・水曜休)



0120-292-802

旭化成ホームズ(株)多摩支店

立川市曙町2-36-2 ファーレ立川センタースクエアビル8F